

令和2年横審第43号

裁 決

引船A引船列乗揚事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

指定海難関係人 a 2

職 名 A甲板員

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の四級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成31年3月25日02時55分

師崎水道

2 船舶の要目

船種 船名 引船A 台船B

総トン数 74トン

全 長 26.10メートル 30メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、船体前部に操舵室を配置し、操舵室中央に操舵スタンドを、同スタンド左舷側にレーダー及びGPSプロッターを、同右舷側に機関操縦盤を備えた鋼製引船で、a1受審人及びa2指定海難関係人ほか2人が乗り組み、船首1.6メートル船尾2.3メートルの喫水をもって、空船で、船首尾とも0.5メートルの喫水となった鋼製台船Bを引き、Aの船尾からBの後端までの距離が約85メートルの引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、平成31年3月23日07時30分大分県佐伯港を発し、愛知県衣浦港に向かった。

ところで、a1受審人は、甲板員のa2指定海難関係人が六級海技士（航海）以上の海技免状を受有していないことを承知していたものの、一級小型船舶操縦免許証を受有して総トン数20トン未満の引船等（以下「引船等」という。）の船長を務め、師崎水道を複数回航行した経験があると同人から聞いていたことから、自身、a2指定海難関係人及び一等航海士による単独の4時間交替3直制の船橋当直を編成し、前示のとおり発航した。

a1受審人は、翌24日19時00分三重県大王崎の南西方沖合で、一等航海士と交替して単独の船橋当直に就き、熊野灘を北上した。

23時00分頃a1受審人は、鎧崎灯台から082度（真方位、以下同じ。）2.44海里の地点に達したとき、a2指定海難関係人と船橋当直を交替することとしたが、同人が過去に引船等で師崎水道を複数回航行した経験があると聞いていたので、単独での同当直を任せても無難に航行するものと思い、資格を有する乗組員に船橋当直を任せると、同当直を適切に維持することなく、海図に記載されたコース

を航行すること、伊良湖水道航路を出域後に減速すること及び師崎水道を航行するときは注意することを a 2 指定海難関係人に指示し、船橋当直を委ねて降橋した。

a 2 指定海難関係人は、a 1 受審人から単独の船橋当直を委ねられたものの、同当直に就けないことを進言しないまま、前示のとおり船橋当直を引き継いで航行し、翌 25 日 00 時 50 分伊良湖水道航路の北口を出域して北上を続けた。

01 時 36 分少し過ぎ a 2 指定海難関係人は、角石灯標から 192 度 4.86 海里の地点で、針路を師崎水道に向く 011 度に定め、3.6 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、自動操舵によって進行した。

a 2 指定海難関係人は、操舵スタンド後方に立った姿勢で見張りをを行い、GPS プロッターを拡大表示とせず、同プロッター画面を見たものの、羽島灯標の灯火を見落としたまま続航し、右舷船首方に視認した白灯を羽島灯標の灯火と誤認したことから、同白灯を左舷に見て航行することとし、02 時 43 分少し前角石灯標から 197 度 1,420 メートルの地点で、針路を 020 度に転じた。

針路を転じたとき、a 2 指定海難関係人は、角石灯標東方沖合の浅所に向かって接近する状況となったものの、船位の確認を十分に行わずに進行し、02 時 55 分角石灯標から 119 度 100 メートルの地点において、A 引船列は、原針路、原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力 3 の北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

a 1 受審人は、自室で休息中、衝撃を感じて昇橋し、乗揚の事実を知って事後の措置に当たった。

乗揚の結果、右舷後部船底外板に凹損を伴う擦過傷及び右舷推進器翼に欠損を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、師崎水道において、衣浦港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、角石灯標東方沖合の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、船長が、船橋当直を適切に維持しなかったことと、甲板員が船長から同当直を委ねられた際、船橋当直に就けないことを進言しなかったことによるものである。

a 1 受審人は、夜間、衣浦港に向けて三重県鎧崎東方沖合を航行中、船橋当直を交替する場合、資格を有する乗組員に同当直を任せるなど、船橋当直を適切に維持すべき注意義務があった。しかるに、同人は、a 2 指定海難関係人が過去に引船等で師崎水道を複数回航行した経験があると聞いていたので、単独での船橋当直を任せても無難に航行するものと思い、同当直を適切に維持しなかった職務上の過失により、同人に船橋当直を委ねて降橋し、a 2 指定海難関係人が師崎水道を航行中、船位の確認を十分に行わず、角石灯標東方沖合の浅所に向首進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 3 月 1 7 日

横浜地方海難審判所

審判官 今 泉 豊 光